

若松税理士事務所通信

平成28年12月号 No.51

<ごあいさつ>

寒さ厳しき折柄、皆様におかれましては、何かとお忙しいことと存じます。今年も早いもので、残り1ヶ月を切りました。また、この時期からはインフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行る時期でもあります。そのため、手洗いやうがいなど、感染予防策の徹底を心がけていきましょう。そして、風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛下さい。

<税務のご案内について>

◎年末調整と源泉所得税の納付

12月に入り、年末調整の作業を行っている最中かと思えます。年調年税額の計算後は、従業員様に過不足額の精算を行うと同時に、源泉所得税を納付する必要があります。毎月納付の場合は翌月10日が、納期の特例の場合（7月～12月支給分）は1月20日が納付期限なので、納付漏れがないようご注意ください。

◎確定申告のご準備

個人の方は、暦年課税のため、1月～12月が事業期間になります。申告期限は、3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのためには、早め早めに必要な書類をご準備していく必要があります。なお、商品・仕掛品・貯蔵品がある場合には、12月末日時点での棚卸表を作成する必要があります。年末は何かとお忙しいと思いますが、お早めにご準備をお願い致します。

また、各所得控除を受けるためには、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）や領収書（医療費、寄附金）が必要です。

なお、住宅ローン控除等をうける場合には、控除申告書および借入金年末残高証明書が必要です。

こちらも、今の内にご準備をしていきましょう。

◎消費税の簡易課税の届出

基準期間の課税売上が5,000万円以下であれば、簡易課税制度による計算ができます。

ただし、この制度を選択する場合には、適用を受けようとする事業年度の前年度末日まで（個人は12月末日）に届出を提出する必要があります。

なお、多額の投資を考えている方は、原則課税と簡易課税の有利判定を行いましょ。

<12・1月の税金関係>

- ① 10月決算の確定申告・4月決算の中間申告
- ② 固定資産税の納付…12月末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付…1月20日
- ④ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ⑤ 源泉所得税（原則・毎月）の納付…1月10日（火）
源泉所得税（納期の特例）の納付…1月20日（金）
- ⑥ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

<若松家の出来事>

現在、長男（年少）、次男（2歳）、長女（2ヶ月）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、みかん狩りに行って来ました。長男・次男は草ソリが楽しかったようで、特に長男は何度も何度も滑っておりました。次男は、よく転げておりました（笑）。そして、みかん大好き次男は、お昼ご飯がいらぬほど食べていました。また、紅葉を見に行きましたが、二人とも紅葉よりもどんぐり拾いに一生懸命でした。むしろ、拾い過ぎぐらいでした。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

（弁護士法人ラグーン本店2階）

電話：083-234-1448

FAX：083-234-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

